平成３０年（フ）第１１号
三重県松阪市大口町174番地１　Ｔｒｏｉｓ　ＪｏｕｒｓⅡ201
債務者　竹内　　瞳
１　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小黒　智広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第３９７号
宮崎市大工３丁目81番地
債務者　渡邉　雄太
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永友　郁子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４２８号
名古屋市千種区春岡１丁目14番19号、従前の住所名古屋市千種区春岡１丁目14番23号
債務者　小杉タツ子
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　尚司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後３時
５　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５９号
埼玉県熊谷市野原918番地１　203、旧住所埼玉県熊谷市野原918番地１　208
債務者　島田　彰久
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第６０号
群馬県高崎市上中居町83番地２　パナハイツ大鳴102号、申立時の住所埼玉県熊谷市樋春1960番地１　グレイスヒルⅢ104号
債務者　名古屋悠輔
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第９１号
埼玉県熊谷市久下２丁目49番地　メゾンミトモＡ101
債務者　佐藤　玲子（旧姓川岸）
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第９５号
岐阜県各務原市蘇原外山町２丁目25番地１
債務者　大平　由香
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０２２号
名古屋市港区知多２丁目1101番地　ライオンズマンション南陽町第２　101号
債務者　フローリストハルソランこと　金森　春美（旧姓杉浦）
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０１号
兵庫県姫路市佃町19番地　ライオンズマンション姫路市役所前1306、従前の住所兵庫県姫路市東延末１丁目124番地　ダイヤモンドコーポ501
債務者　ＮＫプロデュースこと　中尾　吉秀
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２６５号
奈良県生駒市門前町12番43号　大西アパート６
債務者　上田　尚弘（旧姓村田）
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１３６号
広島市南区向洋大原町30番４―102号
債務者　藤岡　孝輔
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３号
福岡県飯塚市幸袋571番地１　水江荘202号
債務者　吉田　武彦
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第２５号
福岡県飯塚市小正140番地１　瓜生コーポ１号
債務者　平畑美加子
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１２号
福岡県田川市大字奈良1797番地８　後藤寺西団地４－１－１
債務者　奥村　裕一
１　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第４４号
三重県鈴鹿市長太新町１丁目１番30号　ホワイトヴィラ長太１－Ｄ
債務者　日下　将典
１　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１８９号
京都市伏見区桃山町和泉11番地４　ソフィア桃山　102、前住所京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地36棟102号
債務者　石元　克爾
１　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係